

国会公契第 55 号
国北予第 67 号
令和 4 年 3 月 22 日

各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
国土地理院長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について

今般、公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定）について、令和 4 年 3 月 14 日の中央建設業審議会において契約手続きの電子化への対応のため、契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）による取扱いを可能とする改正が決定され、その実施について、同日付けで国土交通省中建審第 1 号により国土交通大臣あて勧告されたところである。

これを踏まえ、直轄工事及び建設コンサルタント業務等において契約手続きの電子化を推進するため、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）等の一部を改正し、令和 4 年 4 月 1 日以降に締結される契約から適用することとしたので通知する。

記

（工事請負契約書の制定についての一部改正）

- 1 「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）の一部を次のように改正する。

別冊工事請負契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(契約の保証) 第4条 (略) <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 <u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第6項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。 <u>4～6</u> (略) [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。 (前金払) 第35条 (略) <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 <u>3</u> 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の工事着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。] [注] []内は、早期契約の場合に使用する。 <u>4</u> 受注者は、<u>第1項</u>の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中	(契約の保証) 第4条 (略) (新設) <u>2</u> <u>前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第5項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。 <u>3～5</u> (略) [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。 (前金払) 第35条 (略) (新設) <u>2</u> 発注者は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の工事着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。] [注] []内は、早期契約の場合に使用する。 <u>3</u> 受注者は、<u>第1項</u>の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中

間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。第 2 項及び前項〔本文〕の規定は、この場合について準用する。

〔注〕〔 〕内は、早期契約の場合に使用する。

5 (略)

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 (第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第 37 条まで、第 41 条及び第 53 条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 3 項〔本文〕の規定を準用する。

〔注〕〔 〕内は、早期契約の場合に使用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 (第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

8 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が

間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。前項〔本文〕の規定は、この場合について準用する。

〔注〕〔 〕内は、早期契約の場合に使用する。

4 (略)

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 (第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第 37 条まで、第 41 条及び第 53 条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 2 項〔本文〕の規定を準用する。

〔注〕〔 〕内は、早期契約の場合に使用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 (第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6) を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第 38 条又は第 39 条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が

減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5（第 4 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

9 発注者は、受注者が第 7 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第 36 条 受注者は、前条第 6 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 （略）

3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 （略）

（国債に係る契約の前金払の特則）

第 41 条 （略）

2～4 （略）

5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときに

減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第 36 条 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 （略）

（新設）

3 （略）

（国債に係る契約の前金払の特則）

第 41 条 （略）

2～4 （略）

5 第 1 項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときに

は、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第 36 条第 4 項</u>の規定を準用する。 (情報通信の技術を利用する方法) 第 6 1 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。	は、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第 36 条第 3 項</u>の規定を準用する。 (情報通信の技術を利用する方法) 第 6 1 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。
---	---

(土木設計業務等委託契約書の制定についての一部改正)

- 2 「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号)の一部を次のように改正する。

別冊土木設計業務等委託契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(契約の保証) 第 4 条 (略) <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したもの	(契約の保証) 第 4 条 (略) (新設)

とみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

4～6 （略）

[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

（前金払）

第35条 （略）

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。〔ただし、契約書記載の業務着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。〕

[注] []内は、早期契約の場合に使用する。

4～6 （略）

7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさ

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3～5 （略）

[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

（前金払）

第35条 （略）

（新設）

2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。〔ただし、契約書記載の業務着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。〕

[注] []内は、早期契約の場合に使用する。

3～5 （略）

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさ

らに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 2 (略) <u>3</u> 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 <u>4</u> (略) (国債に係る契約の前金払の特則) 第38条の3 (略) 2～4 (略) 5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第36条第4項</u>の規定を準用する。 (情報通信の技術を利用する方法) 第57条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。	らに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 2 (略) (新設) <u>3</u> (略) (国債に係る契約の前金払の特則) 第38条の3 (略) 2～4 (略) 5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、<u>第36条第3項</u>の規定を準用する。 (情報通信の技術を利用する方法) 第57条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
---	--

(建築設計業務委託契約書の制定についての一部改正)

- 3 「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)の一部を次のように改正する。

別冊建築設計業務委託契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改

正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（契約の保証） 第4条 （略） <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 <u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第6項</u>において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>4～6</u> （略） [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。 （前金払） 第36条 （略） <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 <u>3</u> 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の業務着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。]	（契約の保証） 第4条 （略） （新設） <u>2</u> 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第5項</u>において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>3～5</u> （略） [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。 （前金払） 第36条 （略） （新設） <u>2</u> 発注者は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の業務着手の時期の前日から16日以前に支払わないものとする。]

[注] []内は、早期契約の場合に使用する。

4～6 (略)

7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

(保証契約の変更)

第37条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 (略)

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 (略)

(国債に係る契約の前金払の特則)

第42条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第4項の規定を準用する。

[注] []内は、早期契約の場合に使用する。

3～5 (略)

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

(保証契約の変更)

第37条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 (略)

(新設)

3 (略)

(国債に係る契約の前金払の特則)

第42条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第3項の規定を準用する。

(情報通信の技術を利用する方法) 第62条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。	(情報通信の技術を利用する方法) 第62条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
---	---

(建築工事監理業務委託契約書の制定についての一部改正)

- 4 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)の一部を次のように改正する。

別冊建築工事監理業務委託契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(契約の保証) 第4条 (略) <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 <u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(<u>第6項</u>において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>4～6</u> (略) [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。	(契約の保証) 第4条 (略) (新設) <u>2</u> <u>前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(<u>第5項</u>において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>3～5</u> (略) [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

(情報通信の技術を利用する方法) 第49条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。	(情報通信の技術を利用する方法) 第49条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
---	---

(発注者支援業務等委託契約書の制定についての一部改正)

- 5 「発注者支援業務等委託契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号)の一部を次のように改正する。

別冊発注者支援業務等委託契約書中次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(契約の保証) 第4条 (略) <u>2</u> 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。 <u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(<u>第6項</u>において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>4～6</u> (略) [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。	(契約の保証) 第4条 (略) (新設) <u>2</u> <u>前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(<u>第5項</u>において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 <u>3～5</u> (略) [注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

(情報通信の技術を利用する方法) 第58条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電磁的方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。	(情報通信の技術を利用する方法) 第58条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法</u>を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
---	---